◇**地方法人税法**（法律第一一号）（財務省）

1　趣旨

地方交付税の財源を確保するための地方法人税について、納税義務者、課税の対象、税額の計算の方法、申告及び納付の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めることとした。（第一条関係）

2　納税義務者

法人税を納める義務がある法人は、地方法人税を納める義務があることとした。（第四条関係）

3　課税の対象

法人の各課税事業年度の基準法人税額を課税の対象とすることとした。（第五条関係）

4　基準法人税額

基準法人税額は、次の法人税の額とすることとした。ただし、附帯税の額を除くこととした。（第六条関係）

㈠　確定申告書を提出すべき法人　各事業年度の所得の金額につき、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額

㈡　連結確定申告書を提出すべき連結親法人　各連結事業年度の連結所得の金額につき、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除に関する規定を適用しないで計算した法人税の額

㈢　退職年金等積立金確定申告書を提出すべき法人　各事業年度の退職年金等積立金の額に対する法人税の額

5　課税事業年度

法人の各事業年度を課税事業年度とすることとした。（第七条関係）

6　課税標準

各課税事業年度の課税標準法人税額を課税標準とし、課税標準法人税額は、基準法人税額とすることとした。（第九条関係）

7　税額の計算

㈠　地方法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に一〇〇分の四・四の税率を乗じて計算した金額とすることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

㈡　内国法人が納付する各課税事業年度の控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、当該課税事業年度の国外所得に対応する地方法人税の額を限度として、当該課税事業年度の地方法人税の額から控除することとした。（第一二条関係）

㈢　内国法人の各課税事業年度開始の日前に開始した課税事業年度の地方法人税につき税務署長が更正をした場合において、当該更正につき仮装経理に基づく過大申告の場合の還付の特例の適用があるときは、当該更正に係る仮装経理地方法人税額は、当該更正の日以後に終了する各課税事業年度の地方法人税の額から控除することとした。（第一三条関係）

㈣　㈡及び㈢による控除は、まず外国税額を控除し、次に仮装経理地方法人税額を控除することとした。（第一四条関係）

8　申告、納付及び還付

㈠　中間申告

(1)　法人税の中間申告書を提出すべき法人は、課税事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、地方法人税の中間申告書を提出しなければならないこととした。（第一六条及び第一七条関係）

(2)　地方法人税中間申告書を提出すべき法人がその地方法人税中間申告書を提出しなかった場合には、その法人については、その提出期限において、税務署長に対し地方法人税中間申告書の提出があったものとみなすこととした。（第一八条関係）

㈡　確定申告

法人は、原則として各課税事業年度の終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該課税事業年度の課税標準法人税額その他の事項を記載した地方法人税の確定申告書を提出しなければならないこととした。（第一九条関係）

㈢　納付及び還付

(1)　㈠又は㈡の申告書を提出した法人は、これらの申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付しなければならないこととした。（第二〇条及び第二一条関係）

(2)　地方法人税中間申告書を提出した法人からその地方法人税中間申告書に係る課税事業年度の地方法人税確定申告書の提出があった場合において、その地方法人税確定申告書に中間納付額で当該課税事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付することとした。（第二二条関係）

(3)　税務署長は、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して還付所得事業年度又は還付所得連結事業年度に該当する課税事業年度に係る法人税を還付する場合において、当該課税事業年度の確定地方法人税額があるときは、当該法人に対し、当該確定地方法人税額のうち、法人税の還付金の額に一〇〇分の四・四を乗じて計算した金額に相当する金額を併せて還付することとした。（第二三条関係）

9　罰則

罰則について必要な規定を定めることとした。（第三三条～第三七条関係）

10　その他

更正の請求の特例、還付の手続等について、法人税法の規定に準じて所要の規定を設けることとした。（第二条、第三条、第八条、第一五条、第二四条～第三二条関係）

11　施行期日

この法律は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇**関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律**（法律第一二号）（財務省）

1　少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大

少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を課税価格の合計額が一〇万円以下の輸入貨物から二〇万円以下の輸入貨物に拡大することとした。（関税定率法第三条の三関係）

2　学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の適用対象の拡充

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の適用対象に、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等による保育を受ける児童の給食の用に供される脱脂粉乳を追加することとした。（関税定率法別表関係）

3　暫定税率等の適用期限の延長

平成二六年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長することとした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

4　暫定的減免税制度の適用期限の延長

平成二六年三月三一日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第四条及び第八条関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**雇用保険法の一部を改正する法律**（法律第一三号）（厚生労働省）

1　就業促進手当の改正

安定した職業に就き、就業促進手当の支給を受けた者であって、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六月以上雇用されるもののうち、厚生労働省令で定める要件に該当するものに対して、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に一〇分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を支給することとした。（第五六条の三第三項関係）